

平和安全法制は日米安保条約第五条及び第六条の趣旨に違反し無効であることに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年九月二十五日

小西洋之

参議院議長山崎正昭殿

平和安全法制は日米安保条約第五条及び第六条の趣旨に違反し無効であることに関する質問主

意書

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（日米安保条約）は第五条で米国の日本防衛の責務を定め、第六条で日本の米国への施設たる基地提供を定め、これについて歴代政府は片務条約ではなく双務条約であるとしてきたものと理解している。しかし、平和安全法制によつて日本が米国防衛の実質を有する集団的自衛権行使することとなると、日本のみが基地提供の定めを負う片務条約たる不平等条約になつてしまい、これは本来の第五条及び第六条の立法趣旨を没却するものとして、平和安全法制は条約違反の法律となり無効となるのではないか、政府の見解を示されたい。

右質問する。

